

奈良市総合計画審議会（第4回） 配布資料一覧

奈良市第4次総合計画・基本構想（案）中間報告

資料1 基本構想案 中間報告対比表

資料2 都市の将来像

資料3 奈良市第4次総合計画審議会 部会設置（案）

資料4 中核市について

参考資料

- ・ 奈良市総合計画審議会小委員会（第3回）会議録
- ・ 奈良市総合計画審議会小委員会（第4回）会議録
- ・ 奈良市総合計画審議会 委員名簿（平成22年5月1日現在）

参考資料については、奈良市ホームページ内のコンテンツ「奈良市総合計画審議会」からダウンロードできます。

奈良市トップページ（<http://www.city.nara.nara.jp/>）> 奈良市の取り組み > 総合計画 > 第4次総合計画 > 奈良市総合計画審議会

奈良市第4次総合計画・基本構想（案）

中間報告

平成22年5月

総合計画審議会小委員会

第1章 基本構想策定に当たって

1 基本構想の目的

基本構想の目的は、本市を取り巻く社会経済環境の変化や主要課題に対応しながら、市民と協働して創り上げる本市が目指すべき将来像と、これを実現していく市政運営の基本方針を示すことです。

2 基本構想の目標年度

基本構想の目標年度は、2020年度（平成32年度）とします。

3 基本構想策定の背景

奈良市の主要課題

1. 人口の減少、少子高齢化への対応

【現状】

本市の人口は、1950年代からの高度経済成長期にあわせて、大阪・京都などの大都市への近接性を活かした住宅地が形成されてきたことなどにより、2000年（平成12年）頃までは着実な人口増加を遂げてきました。しかし、近年は全国的な傾向と同様に、本市においても、人口減少と少子高齢化は確実に進行しています。

人口減少と少子高齢化は、経済活動に深刻な影響をもたらすとともに、社会保障制度の維持、地域社会の脆弱化、既存施設の遊休化など、市民生活にも大きな影響をもたらします。

これまでの推移から将来人口の見通しを予測すると、本市の人口は2000年（平成12年）の37.5万人（旧月ヶ瀬村、旧都祁村を含む）をピークに一貫して減少傾向が続き、2020年（平成32年）には34.1万人、2030年（平成42年）には30.2万人まで減少することが見込まれます。

年齢構成をみても、年少人口（0歳～14歳）は、2008年（平成20年）の4.8万人（13.1%）から2020年（平成32年）には3.5万人（10.3%）まで減少し、生産年齢人口（15歳～64歳）も24.0万人（65.1%）から20.0万人（58.6%）に減少することが予測され、高齢人口（65歳以上）は、8.1万人（21.9%）から10.6万人（31.1%）に推移し、およそ2万5千人増加することが見込まれています。

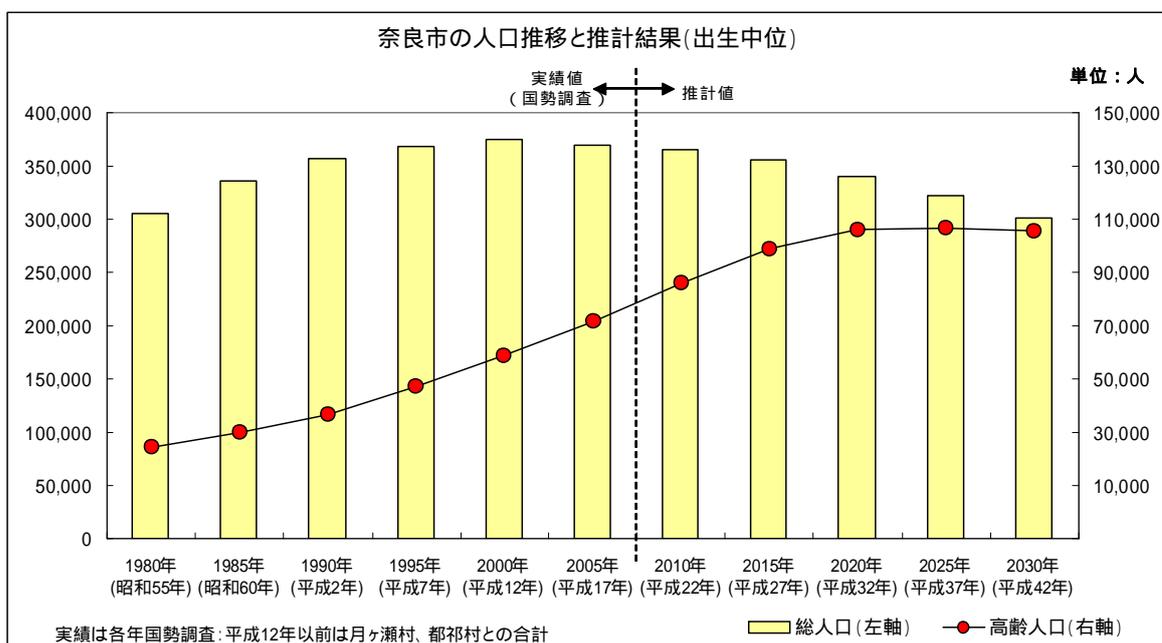
【課題】

こうした人口減少社会にあって、今後、人口を維持していくことは容易なことではありません。本市が以前から持つ魅力である豊かな自然と歴史環境に加えて、市民のニーズを満たすサービスを提供できる都市であれば新しい市民を呼び込めると考えられます。

一方、近隣の地方自治体の方がよりこのニーズを満たしているのであれば人口は流出してしまうことになります。

また、年齢構造のバランスを考えると、子育て環境・自然環境・教育環境・住環境等を整備し特に若い世代の流入を図ることが必要です。

本市が将来にわたって健全な行財政運営を持続していくためには、若い世代の流入促進、流出防止、観光客を中心とする交流人口の増加に努めるとともに、様々な施策に取り組むことで人口を確保していく必要があります。



2. 財政健全化の推進

【現状】

本市の平成20年度末での全ての借入金(債務)残高は約3,141億円で、1世帯当たり換算すると約207万円になります。平成20年度決算において財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は99.6%と前年度より1.2ポイント悪化しており、硬直化がより一層進んでいます。

全国の中核市と比較しても本市の財政状況は大変厳しい状況となっています。

【課題】

財政基盤の強化への取組を進めるとともに、これまで以上の簡素で効率的な行財政システムの確立が急務となっています。

それとともに、財政の健全化を図るためには、本市経済の安定が欠かせません。戦後、所得倍増、高度成長時代を経て、近年の低成長時代にあっても、比較的奈良市の経済基盤は確保されてきたといえます。しかしながら、本市では歴史や自然環境保護の観点か

ら、長い間積極的な産業導入や施設誘致（高次教育施設など）を図ってこなかったことと、主要産業である観光の低迷、学生が卒業後に定住する割合は決して高くなく、昼間人口が夜間人口を下回るなど、産業基盤が弱く雇用力も脆弱といえます。

市民の暮らしを守るためには、市域における経済基盤の確立とともに財政の健全化の推進が強く求められています。

3. 環境保全と地域資源の活用

【現状】

大量生産、大量消費の社会システムが、今や地球環境に深刻な影響を及ぼしており、国際的に地球環境問題への取組が進められています。また、社会のグローバル化が進展する中、地域固有の歴史的・文化的環境を大切にしようとする動きも広がっています。

【課題】

本市は自然環境に恵まれ、今まで受けつぎ育まれてきた世界遺産をはじめとする歴史・文化資産も極めて豊かです。これらを守るためにも、環境負荷の低減や循環型社会の形成など持続可能な社会の構築に向けた取組が求められます。また、環境の保全や歴史・文化資産の保存とあわせて、新たな資産の発見・再生にも努めながら、その重要性をしっかりと認識し、かけがえのない地域の資産として後世に確実に伝えていくことは、ここ奈良に生きる者にとっての責務と考えられます。

これらの資産を観光、産業などに積極的に活用することによって地域の経済力や雇用力を増進させていくことが必要です。

4. 安全・安心のまちづくりへの対応

【現状】

近い将来、発生確率が高いとされる海溝型地震、異常気象の頻発や日常生活を脅かす犯罪、経済活動の停滞、年金問題に象徴される老後への不安など、市民生活に対する問題・不安が拡大しています。

【課題】

本市においても近隣コミュニティの希薄化によって、市民間の連携が図りきれない現状があります。わがまちに住み続けることができるように、安全で安心して快適に暮らすことができるまちづくりへの取組が求められています。

5. 行政運営・まちづくりにおける新しいシステムの構築

【現状】

近年、行政改革を進める中で、民間の発想やノウハウに対して大きな期待が寄せられています。また、社会の成熟化をはじめ社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、ボランティア活動の拡がりがみられます。

【課題】

このような背景の下、本市においても、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の役割を市民、NPO、企業など多様な主体が担いつつあり、協働という視点でのまちづくりがますます重要となってきています。

6. 多様な地域特性への配慮

【現状】

本市は、2005年（平成17年）4月の合併により市域が276.84 k m²に拡大しました。また、大阪・京都の大都市近郊の住宅地、森林地域と農業地域が大部分を占める地域など、多様な地域特性を有しています。

【課題】

それぞれの地域にはそれぞれに個性があり、住民の考える快適性や抱える問題も異なっているため、地域の状況やニーズをきめ細かく吸い上げて対応していく必要があります。

第2章 まちづくりの基本的な考え方

1 基本理念

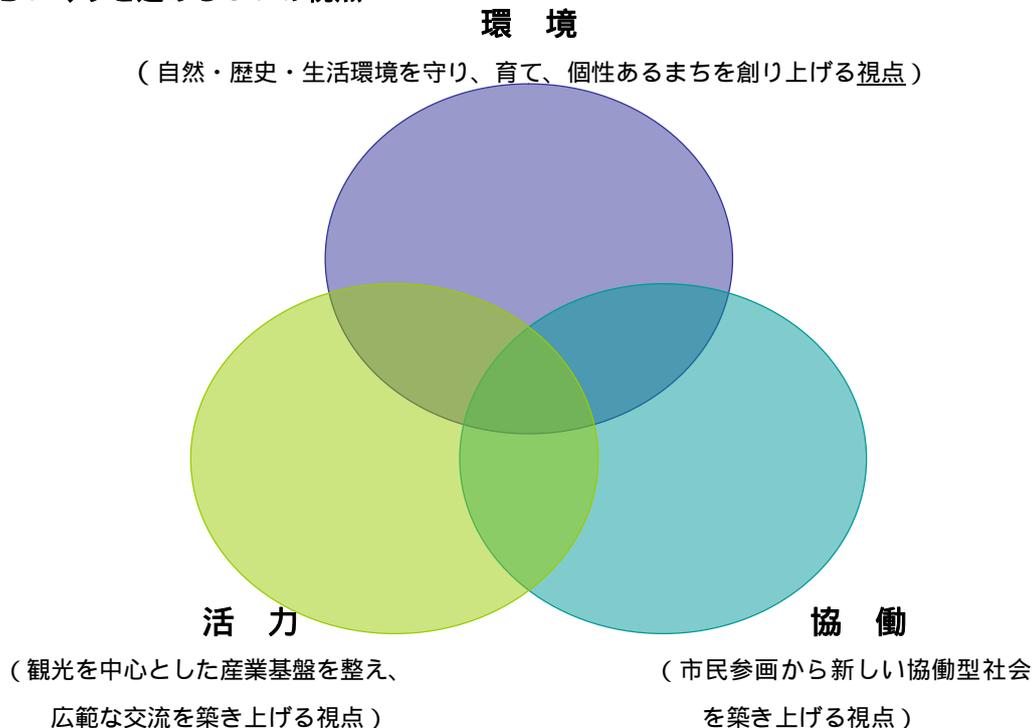
本市には、春日山原始林をはじめとする自然環境、平城宮跡をはじめとする歴史的遺産等の文化的資産が多く存在しています。これらは、本市の個性を表現し、未来に伝えるもっとも重要な要素であるとともに、市民と手を携えて、守り、育てていかなければなりません。一方で、都市基盤や都市サービスの「しくみ」を整えることも必要です。

また、長引く不況により、わが国全体に閉塞感が漂い、先行きの見えない時代となっています。観光産業以外の産業基盤が脆弱な本市にあっては、その状況は深刻なものとなっています。

これからのまちづくりは市民参加から協働の時代に移りつつあります。行政主導ではなく、いろんな主体と協働しながら「まち」をつくっていかなければなりません。

そこで、本市まちづくりの基本として、市民一人ひとりが、自分たちで守り育てるという気概をもって具体的な行動に結びつけていく「環境」、市民と市が一体となりまちを創りあげていく「活力」、市民と行政が「わがまちづくり」ができるような社会を築く「協働」の3つの視点で取り組みます。

まちづくりを進める3つの視点



「環境」の視点

本市の自然環境や文化的資産の保全を第一に考える必要があります。それとともに、これらを創造的かつ積極的に活用することが大切です。

次に、市民の暮らしと生活環境を安全かつ快適に保たなければなりません。また、都市基盤の整備や都市サービスの充実は、すべて「生活環境を整える」という観点でとらえ直す必要があります。過剰な設備投資は控え、運営の面を含め施設の有効利用ができる「しくみ」を整えていくものとします。

これらの「環境」を守り育てていくことは、そこに住む市民を抜きにしては考えられません。

市民一人ひとりが日々の生活と環境の関係をよく理解し、環境の変化から目をそらすことなく、自分たちの環境を自分たちで守り育てるという気概をもって具体的な行動に結びつけていく必要があります。

環境を保全し、改善していく第一歩は、その変化を見逃さないように観測を続けて監視することです。観測・監視活動などの「しくみ」を整え、豊かな自然や歴史、身近な生活環境を市民の手で守り、育て、すべての市民が愛着をいただくことのできる個性あるまちを創り上げていくことを第一の視点とします。

「活力」の視点

産業の停滞に伴う「雇用の場と機会」の減少は、若者の流出による地域の人口減少の直接的な要因となっています。これが結果的には、地域活力の衰退に繋がることが懸念され、その影響は、個人の生活困難に加えて、地方財政の危機的な状況にまで及んでいます。これを打破することなくして、まちを持続的に発展させていくことはできません。

本市では、いままで環境保護を重視して、開発を伴うような産業などの導入を法に基づき制限してきました。今後もその方向は堅持すべきと考えています。その一方で、将来人口の減少が確実となった現在にあっては、環境保護に留意しつつ、積極的に観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築き上げることに取り組むことを重視しています。

また、行政や経済界が一体となって地域産業の振興や地域資源の連携、融合による雇用の場や機会を計画的に創造して、市の活力の向上に努める必要があります。

そのために、全ての市民と来訪者の広範な交流や産業の導入が可能となる「しくみ（ビジネスモデル）」を整え、市と市民が一体となり活力あふれるまちを創り上げることを第二の視点とします。

「協働」の視点

協働によるまちづくりとは、行政がすすめるまちづくりに市民が参加するのではなく、市民と行政それぞれが役割と責任を分担しながら協力し合って「まち」をつくっていくことを意味しています。

市民がそれぞれの立場で行政との間で連携し、協働して「わがまちづくり」に当たることができるように、その「しくみ」を整え、支援していく体制を確立していくことを第三の視点とします。

地方分権の動きが進むなかで、地域社会の維持・発展に地域の自立性が強く求められるようになっていきます。地域の自立性は、地域の人びとが様々な地域の条件のもとで、経済基盤を確立し安定した生活ができるようになることが基礎となります。そのために、地方自治体は、都市経営の観点で財政基盤を確立し、「選択と集中」により施策の重点的な実施に努める必要があります。

これまでの行政運営は、公共施設や交通という都市・社会基盤の充実や教育、福祉等の社会サービスの充実が目標でした。そのため、今までは人口の増加や経済の拡大・成長を前提とし、地方財政も比較的豊かであったため、「経営」といった観点は希薄であったといえます。

長引く不況と人口減少・少子高齢化による厳しい財政状況の中で、地方自治体が基盤の整備とサービスの提供を投資として捉え、その効果を適切に判断しながら、税金という貴重な財源を有効に活用するということは、まさに「まちの経営」に当たります。そして、「まちの経営」の前提となるのは、地方自治体の健全な存続にほかならないと考えます。

2 都市の将来像

基本理念に掲げる「環境」「活力」「協働」の3つの視点から、次のように都市の将来像を設定します。

豊かな環境と交流があり、活力に満ちた暮らしのある世界の古都奈良

3 基本方向

将来都市像「豊かな環境と交流があり、活力に満ちた暮らしのある世界の古都奈良」の実現に向けて、具体的に取り組むまちづくりの方向性を示します。

時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち

1300年の時を経て蓄積された歴史・文化や自然環境など、本市がもつ有形無形の魅力を大切に守り、育て、活かすとともに、後世に伝えていくことで、市民一人ひとりが奈良への愛着や誇りを深めることができ、また、国内外から広く注目を集めることができるような魅力あるまちを創造します。

観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち

これまでに行ってきた歴史的遺産等の文化的資産や自然環境などの資源を活かした国際文化観光都市としての取組について、都市経営の観点に立って抜本的な改革を図り、交流人口の拡大と産業の活性化を目指して、市民や来訪者が奈良市の魅力に触れながら、いきいきと活動し交流できる活気あるまちづくりを進めます。

歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち

「都市は先人の遺産であり、未来世代からの預かりものである」という認識をもち、本市が将来にわたって、過去と未来、都市と自然、利便性と環境保全などが調和した住みやすい都市であり続けるために、過去から現在、そして未来へとつながる持続可能なまちづくりを進めます。

いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち

性別や年齢、障がいの有無、文化の違いなどを超えて、市民一人ひとりがお互いに尊重し合い、地域での支え合いや助け合いを通して、誰もが生涯にわたって安全・安心を実感しながら、幸せにいきいきとした暮らしを実現することができるまちづくりを進めます。

世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち

次代を担う子どもたちが良好な環境のもとで健やかに育ち、地域をつながりを深め、自助・互助・共助・公助の考え方のもとに、市民一人ひとりが主体的に行動し、家族や友人、地域の人たちとのふれあいを通して、お互いに協力し、支え合うことができるまちづくりを進めます。

市民と行政が協働する健全な財政によるまち

市民・企業・市民活動団体などと行政が、お互いに理解し信頼関係を深め、協働することにより、それぞれが持っている力を十分に発揮できるまちづくりの環境を整えます。また、将来に向け必要な投資が適切にできる健全な財政基盤を築き、自立した魅力あるまちづくりを進めます。

4 まちの指標

(1) 目標人口

本市が今後も魅力あるまちとして持続的に成長し続けていくことができるように、まちの存在基盤となる規模、構造の人口を確保することが必要です。そこで、これまでの推移から予測される将来人口を基本としつつ、今後の施策展開による効果も見込み、基本構想の目標年度である2020年(平成32年)の奈良市の人口を35万人と設定します。

また、年少人口3.5万人(10.0%)、生産年齢人口20.9万人(59.7%)、高齢人口10.6万人(30.3%)の人口構成を目指します。

将来人口目標

		人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口
2008年 (平成20年) (現況概数)		369,000人	48,000人 (13.1%)	240,000人 (65.1%)	81,000人 (21.9%)
2020年 (平成32年) (目標)		350,000人	35,000人 (10.0%)	209,000人 (59.7%)	106,000人 (30.3%)
参考	2020年 (平成32年) 低位推計	337,000人	31,000人 (9.2%)	200,000人 (59.3%)	106,000人 (31.5%)
	2020年 (平成32年) 中位推計	341,000人	35,000人 (10.3%)	200,000人 (58.6%)	106,000人 (31.1%)

低位推計：国立社会保障・人口問題研究所の平成18年12月推計における合計特殊出生率の「低位」値を奈良市の実情を踏まえて地域補正したもの(平成17年:1.15～平成27年:0.95)を用いた推計値

中位推計：同様に「中位」値を地域補正したもの(平成17年:1.15～平成27年:1.11)を用いた推計値

(2) まちづくりの指標

将来都市像が実現された姿を示すものとして、市民のまちへの関わりや意向を反映した5つのまちづくり指標を設定します。

住みよさの指標

2009年(平成21年)の市民アンケートでは、71%の市民が「奈良市に住んでよかったと思う」と回答しています。

将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に住んでよかったと思えるまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「奈良市に住んでよかったと思う」市民が80%以上になることを目標とします。

まちへの愛着の指標

2009年(平成21年)の市民アンケートでは、74%の市民が「奈良市に愛着を感じている」と回答しています。

また、現在、本市が文化の創造、教育の充実のため取り組んでいる施策の幼児教育、義務教育、高等教育や青少年の健全育成については、いずれも25%前後の満足度になっています。

そこで、将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に愛着を感じることができるまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「奈良市に愛着を感じている」市民が80%以上になることを目標とします。そして、次代を担う子どもたちがまちに愛情を注ぐことのできる市民に育つように、これら市民の教育環境に対する満足度が50%以上になるように努めます。

定住志向の指標

2009年(平成21年)の市民アンケートでは、69%の市民が「奈良市に住み続けたい」と回答しています。

将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市に住み続けたいと思えるまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「奈良市に住み続けたい」と思う市民が80%以上になることを目標とします。

市政への関心の指標

2009年(平成21年)の市民アンケートでは、68%の市民が「市政に関心がある」と回答しています。

また、市民との協働による市政の推進については、現在18%の満足度になっています。

将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市の市政や地域のまちづくりに関心をもって、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むまち

を実現することを目指し、2020年（平成32年）には、「市政に関心がある」市民が75%以上になることと、50%以上の市民が満足を感じる市政の実現に努めます。

観光・交流の指標

2008年（平成20年）の奈良市観光統計での奈良市の観光入込客数は1,435万人となっています。また、そのうち宿泊客数は228万人です。

将来都市像に基づき国際的な観光地としての奈良の魅力あるまちづくりを進めるに当たり、国内外の人たちが奈良市を訪れることが本市の活性化の重要事項であることから、2020年（平成32年）には、観光・交流人口（観光入込客数）1,500万人、宿泊客数300万人を目標とします。

第3章 施策の大綱

将来都市像の実現に向けて取り組む基本方向と施策の大綱（基本計画における章立て）との関係を示したものが、下記の表です。

縦軸を「基本構想」の「基本方向」、横軸を「基本計画」の「章」立てとし、それぞれが交わる箇所には、そこに対応する「基本施策」が入ります。「基本方向」は複数の分野に横断的に関わる場合もあるため、「基本施策」が複数の「基本方向」に入る場合もあります。

		基本方向					
		時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち	観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち	歴史と未来 都市と田園が共生する持続可能なまち	いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち	世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち	市民と行政が協働する健全な財政によるまち
大綱 基本計画における章立て	市民生活			交流(地域間交流)	人権 平和 男女共同参画	男女共同参画 交流(地域間交流) 地域コミュニティ	地域コミュニティ
	教育・歴史・文化	歴史・文化遺産(保護と継承) 文化財 文化振興	歴史・文化遺産(保護と継承) 文化財	歴史・文化遺産(保護と継承) 文化財	学校教育 青少年の健全育成	学校教育 生涯学習 青少年の健全育成 スポーツ振興 文化振興	歴史・文化遺産(保護と継承) 青少年の健全育成
	保健福祉			衛生	地域福祉 児童福祉 子育て 高齢者福祉 障がい者・児福祉 医療 保健 衛生	子育て	地域福祉 子育て 高齢者福祉
	生活環境	自然環境(保護と継承)	自然環境(保護と継承)	自然環境 生活・環境衛生 環境保全 廃棄物処理 防災・消防	地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理 自然環境(保護と継承)	地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理	地域の安全・安心 防犯
	都市基盤	土地利用 市街地整備 景観 公園・緑地	交通体系 景観 公園・緑地	土地利用 市街地整備 交通体系 道路 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路 上水道 簡易水道 下水道	土地利用 交通体系 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路		
	経済	観光	観光 交流(国際交流) 農林業 商工・サービス 勤労者対策(労働環境) 消費生活		勤労者対策(労働環境) 消費生活	交流(国際交流)	観光 交流(国際交流)
	基本構想の推進	市民参画・協働、市政情報の発信・共有、行財政運営、広域行政、情報化					

ページ	諮問案	ページ	総合計画審議会小委員会
全体		全体	<p>文言の修正 取り組み 取組 あげる 上げる あたる 当たる いままで 今まで 広がり 拡がり みちた 満ちた めざして 目指して</p>
P.2	<p>第2章 まちづくりの基本的な考え方 1 課題 【削除】</p>	P.1 ~ P.4	<p>[追記] 第1章 基本構想策定に当たって 3 基本構想策定の背景 奈良市の主要課題 1. 人口の減少、少子高齢化への対応 2. 財政健全化の推進 3. 環境保全と地域資源の活用 4. 安全・安心のまちづくりへの対応 5. 行政運営・まちづくりにおける新しいシステムの構築 6. 多様な地域特性への配慮</p>
P.3	<p>2 基本理念 まちづくりを具体的にすすめていく視点は次の3つにあります。</p> <p>環境(自然・歴史・生活環境を守り、育て、個性あるまちを創り上げること) 活力(観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築きあげること) 協働(市民参画から新しい協働型社会を築きあげること)</p>	P.5	<p>第2章 まちづくりの基本的な考え方 1 基本理念 本市には、春日山原始林をはじめとする自然環境、平城宮跡をはじめとする歴史的遺産等の文化的資産が多く存在しています。これらは、本市の個性を表現し、未来に伝えるもっとも重要な要素であるとともに、市民と手を携えて、守り、育てていかなければなりません。一方で、都市基盤や都市サービスの「しくみ」を整えることも必要です。</p> <p>また、長引く不況により、わが国全体に閉塞感が漂い、先行きの見えない時代となっています。観光産業以外の産業基盤が脆弱な本市にあっては、その状況は深刻なものとなっています。</p> <p>これからのまちづくりは市民参加から協働の時代に移りつつあります。行政主導ではなく、いろんな主体と協働しながら「まち」をつくりていかなければなりません。</p> <p>そこで、本市まちづくりの基本として、市民一人ひとりが、自分たちで守り育てるという気概をもって具体的な行動に結びつけていく「環境」、市民と市が一体となりまちを創り上げていく「活力」、市民と行政が「わがまちづくり」ができるような社会を築く「協働」の3つの視点で取り組みます。</p> <p>[以下 図まちづくりを進める3つの視点へ加筆] 自然・歴史・生活環境を守り、育て、個性あるまちを創り上げる視点 観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築き上げる視点 市民参画から新しい協働型社会を築き上げる視点</p>
P.4	<p>協働 (下段) まちづくりを進める3つの視点 図</p>	P.5	<p>1 基本理念 市民参画から新しい協働型社会を築き上げる視点 (下段に挿入) まちづくりを進める3つの視点 図</p>

<p>P.3</p>	<p>環境(自然・歴史・生活環境を守り、育て、個性あるまちを創り上げること) 21世紀は、「人権の世紀」であるとともに、「環境の世紀」ともいわれています。市民一人ひとりが日々の生活と環境の関係をよく理解し、環境の変化から目をそらすことなく、自分たちの環境を自分たちで守り育てていく気概をもって具体的な行動に結びつけていく必要があります。 (中略) 。環境を保全・改善していく第一歩は、その変化を見逃さないように観測を続けて監視することです。観測・監視活動などの「しくみ」を整え、豊かな自然や歴史・身近な生活環境を市民の手で守り、育て、すべての市民が愛着をいただくことのできる個性あるまちを創り上げていくことを第一の視点とします。</p>	<p>p. 6</p>	<p>環境の視点 本市の自然環境や文化的資産の保全を第一に考える必要があります。それとともに、これらを創造的かつ積極的に活用することが大切です。 次に、市民の暮らしと生活環境を安全かつ快適に保たなければなりません。また、都市基盤の整備や都市サービスの充実、すべて「生活環境を整える」という観点でとらえ直す必要があります。過剰な設備投資は控え、運営の面を含め施設の有効利用ができる「しくみ」を整えていくものとします。 これらの「環境」を守り育てていくことは、そこに住む市民を抜きにしては考えられません。 市民一人ひとりが日々の生活と環境の関係をよく理解し、環境の変化から目をそらすことなく、自分たちの環境を自分たちで守り育てていく気概をもって具体的な行動に結びつけていく必要があります。 環境を保全し、改善していく第一歩は、その変化を見逃さないように観測を続けて監視することです。観測・監視活動などの「しくみ」を整え、豊かな自然や歴史、身近な生活環境を市民の手で守り、育て、すべての市民が愛着をいただくことのできる個性あるまちを創り上げていくことを第一の視点とします。</p>
<p>p. 3</p>	<p>活力(観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築きあげること) 長引く不況により、わが国全体に閉塞感が漂い、先行きの見えない時代となっています。観光産業以外の産業基盤が脆弱な本市にあっては、その状況は深刻なものとなっています。その影響は、個人の生活困難に加えて、地方財政の危機的な状況にまで及んでいます。これを打破することなくして、まちを持続的に発展させていくことはできません。 本市では、いままでも環境保護を重視して、開発を伴うような産業などの導入を極力制限してきました。今後もその方向は堅持すべきと考えています。しかしながら、将来人口の減少が確実となった現在にあっては、環境保護に留意しつつ、積極的に観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築きあげることに取り組み、市の活力の増進に努める必要があります。そのために、全ての市民と来訪者の広範な交流や産業の導入が可能となる「しくみ(ビジネスモデル)」を整え、市と市民が一体となり活力あふれるまちを創り上げることを第二の視点とします。</p>	<p>p. 6</p>	<p>活力の視点 <u>産業の停滞に伴う「雇用の場と機会」の減少は、若者の流出による地域の人口減少の直接的な要因となっています。これが結果的には、地域活力の衰退に繋がることが懸念され、その影響は、個人の生活困難に加えて、地方財政の危機的な状況にまで及んでいます。これを打破することなくして、まちを持続的に発展させていくことはできません。</u> 本市では、いままでも環境保護を重視して、開発を伴うような産業などの導入を法に基づき制限してきました。今後もその方向は堅持すべきと考えています。その一方で、将来人口の減少が確実となった現在にあっては、環境保護に留意しつつ、積極的に観光を中心とした産業基盤を整え、広範な交流を築き上げることに取り組むことを重視しています。 <u>また、行政や経済界が一体となって地域産業の振興や地域資源の連携、融合による雇用の場や機会を計画的に創造して、市の活力の向上に努める必要があります。</u> そのために、全ての市民と来訪者の広範な交流や産業の導入が可能となる「しくみ(ビジネスモデル)」を整え、市と市民が一体となり活力あふれるまちを創り上げることを第二の視点とします。</p>
<p>p. 3</p>	<p><u>協働(市民参画から新しい協働型社会を築きあげること)</u> <u>まちづくりは市民参画からパートナーシップ(協働)の時代に移りつつあります。それは、行政がすすめるまちづくり…</u></p>	<p>p. 6</p>	<p><u>協働の視点</u> <u>協働によるまちづくりとは、行政がすすめるまちづくり…</u></p>
<p>P.4 下から三行目</p>	<p>市民がそれぞれの立場で行政との間でパートナーシップを積み上げ、</p>	<p>P.7 下三行を上段に移行、下から16行目へ</p>	<p>市民がそれぞれの立場で行政との間で連携し、協働して…第三の視点とします。【この三行を本文中、地方分権の動きが進むなかで、…の上段に移行】</p>

p. 6	5 まちの指標 (1)目標人口 これまでの推移から予測される将来人口を基本としつつ、…	p. 10	4 まちの指標 (1)目標人口 本市が今後も魅力あるまちとして持続的に成長し続けていくことができるように、まちの存在基盤となる規模、構造の人口を確保することが必要です。そこで、これまでの推移から予測される将来人口を基本としつつ、…
p. 7	まちへの愛着の指標 2009年(平成21年)の市民アンケートでは、74%の市民が「奈良市に愛着を感じている」と回答しています。 将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、…	p. 11	まちへの愛着の指標 2009年(平成21年)の市民アンケートでは、74%の市民が「奈良市に愛着を感じている」と回答しています。 また、現在、本市が文化の創造、教育の充実のため取り組んでいる施策の幼児教育、義務教育、高等教育や青少年の健全育成については、いずれも25%前後の満足度になっています。 そこで、将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、…
p. 7 同文中	市民が80%以上になることを目標とします。	p. 11 同文中	市民が80%以上になることを目標とします。そして、次代を担う子どもたちがまちに愛情を注ぐことのできる市民に育つように、これら市民の教育環境に対する満足度が50%以上になるように努めます。
p. 7	市政への関心の指標 2009年(平成21年)の市民アンケートでは、68%の市民が「市政に関心がある」と回答しています。 将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市の市政や地域のまちづくりに関心をもって、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「市政に関心がある」市民が75%以上になることを目標とします。	p. 11 ~ p. 12	市政への関心の指標 2009年(平成21年)の市民アンケートでは、68%の市民が「市政に関心がある」と回答しています。 また、市民との協働による市政の推進については、現在18%の満足度になっています。 将来都市像に基づく魅力あるまちづくりを進めることにより、多くの市民が本市の市政や地域のまちづくりに関心をもって、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むまちを実現することを目指し、2020年(平成32年)には、「市政に関心がある」市民が75%以上になることと、50%以上の市民が満足を感じる市政の実現に努めます。
p. 7	6 重点戦略 本市が今後も魅力あるまちとして持続的に成長し続けていくことができるように、経営的視点を持ち、まちの存在基盤となる規模・構造の人口を確保していくことを最優先し、まちづくりに取り組むものとします。		6 重点戦略 【削除】
p. 8	第3章 施策の大綱 将来都市像の実現に向けて取り組む、施策の大綱を以下に示します。	p. 13	第3章 施策の大綱 将来都市像の実現に向けて取り組む基本方向と施策の大綱(基本計画における章立て)との関係を示したものが、下記の表です。 縦軸を「基本構想」の「基本方向」、横軸を「基本計画」の「章」立てとし、それぞれが交わる箇所には、そこに対応する「基本施策」が入ります。「基本方向」は複数の分野に横断的に関わる場合もあるため、「基本施策」が複数の「基本方向」に入る場合もあります。

p. 8 施策の大綱表	<table border="1"> <tr> <th>大綱</th> <th>主要なキーワード</th> </tr> <tr> <td>時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち</td> <td>歴史文化遺産と自然の保護と継承</td> </tr> <tr> <td>観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち</td> <td>観光交流、農林、商工、勤労者対策、消費生活</td> </tr> <tr> <td>歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち</td> <td>交通体系、交通安全、環境保全、環境清美、上水道、簡易水道、下水道、市街地整備、道路、公園・緑地、河川水路、景観・自然環境、土地利用計画、防災・消防、住宅</td> </tr> <tr> <td>いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち</td> <td>地域福祉、児童福祉、母子・父子福祉、高齢者福祉、障がい者・児童福祉、医療、保健、衛生、平和、人権、男女共同参画</td> </tr> <tr> <td>世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち</td> <td>地域の安全・安心、交流（地域間交流）、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、学校教育、青少年の健全育成、文化・芸術の振興</td> </tr> <tr> <td>市民と行政が協働する健康的な財政によるまち</td> <td>市民参画、情報化の推進</td> </tr> </table>	大綱	主要なキーワード	時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち	歴史文化遺産と自然の保護と継承	観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち	観光交流、農林、商工、勤労者対策、消費生活	歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち	交通体系、交通安全、環境保全、環境清美、上水道、簡易水道、下水道、市街地整備、道路、公園・緑地、河川水路、景観・自然環境、土地利用計画、防災・消防、住宅	いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち	地域福祉、児童福祉、母子・父子福祉、高齢者福祉、障がい者・児童福祉、医療、保健、衛生、平和、人権、男女共同参画	世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち	地域の安全・安心、交流（地域間交流）、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、学校教育、青少年の健全育成、文化・芸術の振興	市民と行政が協働する健康的な財政によるまち	市民参画、情報化の推進	p. 13	<table border="1"> <tr> <th colspan="6">基本方向</th> </tr> <tr> <td>時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち</td> <td>観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち</td> <td>歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち</td> <td>いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち</td> <td>世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち</td> <td>市民と行政が協働する健康的な財政によるまち</td> </tr> <tr> <td>市民生活</td> <td></td> <td></td> <td>交流（地域間交流） 人権 平和 男女共同参画</td> <td>男女共同参画 交流（地域間交流） 地域コミュニティ</td> <td>地域コミュニティ</td> </tr> <tr> <td>教育・歴史・文化</td> <td>歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財 文化振興</td> <td>歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財</td> <td>歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財</td> <td>学校教育 青少年の健全育成</td> <td>学校教育 生涯学習 青少年の健全育成 スポーツ振興 文化振興</td> </tr> <tr> <td>保健福祉</td> <td></td> <td></td> <td>衛生</td> <td>地域福祉 児童福祉 子育て 高齢者福祉 障がい者・児童福祉 医療 保健 衛生</td> <td>子育て 地域福祉 子育て 高齢者福祉</td> </tr> <tr> <td>生活環境</td> <td>自然環境（保護と継承）</td> <td>自然環境（保護と継承）</td> <td>自然環境 生活・環境衛生 環境保全 廃棄物処理 防災・消防</td> <td>地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理 自然環境（保護と継承）</td> <td>地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理</td> </tr> <tr> <td>都市基盤</td> <td>土地利用 市街地整備 景観 公園・緑地</td> <td>交通体系 景観 公園・緑地</td> <td>土地利用 市街地整備 交通体系 道路 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路 上水道 簡易水道 下水道</td> <td>土地利用 交通体系 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済</td> <td>観光</td> <td>観光 交流（国際交流） 農林業 商工・サービス 勤労者対策（労働環境） 消費生活</td> <td></td> <td>勤労者対策（労働環境） 消費生活</td> <td>観光 交流（国際交流）</td> </tr> <tr> <td>基本構想の推進</td> <td colspan="5">市民参画、協働、市政情報の発信・共有、行政運営、広域行政、情報化</td> </tr> </table>	基本方向						時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち	観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち	歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち	いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち	世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち	市民と行政が協働する健康的な財政によるまち	市民生活			交流（地域間交流） 人権 平和 男女共同参画	男女共同参画 交流（地域間交流） 地域コミュニティ	地域コミュニティ	教育・歴史・文化	歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財 文化振興	歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財	歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財	学校教育 青少年の健全育成	学校教育 生涯学習 青少年の健全育成 スポーツ振興 文化振興	保健福祉			衛生	地域福祉 児童福祉 子育て 高齢者福祉 障がい者・児童福祉 医療 保健 衛生	子育て 地域福祉 子育て 高齢者福祉	生活環境	自然環境（保護と継承）	自然環境（保護と継承）	自然環境 生活・環境衛生 環境保全 廃棄物処理 防災・消防	地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理 自然環境（保護と継承）	地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理	都市基盤	土地利用 市街地整備 景観 公園・緑地	交通体系 景観 公園・緑地	土地利用 市街地整備 交通体系 道路 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路 上水道 簡易水道 下水道	土地利用 交通体系 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路		経済	観光	観光 交流（国際交流） 農林業 商工・サービス 勤労者対策（労働環境） 消費生活		勤労者対策（労働環境） 消費生活	観光 交流（国際交流）	基本構想の推進	市民参画、協働、市政情報の発信・共有、行政運営、広域行政、情報化				
	大綱	主要なキーワード																																																																					
時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち	歴史文化遺産と自然の保護と継承																																																																						
観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち	観光交流、農林、商工、勤労者対策、消費生活																																																																						
歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち	交通体系、交通安全、環境保全、環境清美、上水道、簡易水道、下水道、市街地整備、道路、公園・緑地、河川水路、景観・自然環境、土地利用計画、防災・消防、住宅																																																																						
いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち	地域福祉、児童福祉、母子・父子福祉、高齢者福祉、障がい者・児童福祉、医療、保健、衛生、平和、人権、男女共同参画																																																																						
世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち	地域の安全・安心、交流（地域間交流）、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、学校教育、青少年の健全育成、文化・芸術の振興																																																																						
市民と行政が協働する健康的な財政によるまち	市民参画、情報化の推進																																																																						
基本方向																																																																							
時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち	観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち	歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち	いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち	世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち	市民と行政が協働する健康的な財政によるまち																																																																		
市民生活			交流（地域間交流） 人権 平和 男女共同参画	男女共同参画 交流（地域間交流） 地域コミュニティ	地域コミュニティ																																																																		
教育・歴史・文化	歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財 文化振興	歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財	歴史・文化遺産（保護と継承） 文化財	学校教育 青少年の健全育成	学校教育 生涯学習 青少年の健全育成 スポーツ振興 文化振興																																																																		
保健福祉			衛生	地域福祉 児童福祉 子育て 高齢者福祉 障がい者・児童福祉 医療 保健 衛生	子育て 地域福祉 子育て 高齢者福祉																																																																		
生活環境	自然環境（保護と継承）	自然環境（保護と継承）	自然環境 生活・環境衛生 環境保全 廃棄物処理 防災・消防	地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理 自然環境（保護と継承）	地域の安全・安心 防災・消防 防犯 交通安全 危機管理																																																																		
都市基盤	土地利用 市街地整備 景観 公園・緑地	交通体系 景観 公園・緑地	土地利用 市街地整備 交通体系 道路 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路 上水道 簡易水道 下水道	土地利用 交通体系 景観 住環境 公園・緑地 河川・水路																																																																			
経済	観光	観光 交流（国際交流） 農林業 商工・サービス 勤労者対策（労働環境） 消費生活		勤労者対策（労働環境） 消費生活	観光 交流（国際交流）																																																																		
基本構想の推進	市民参画、協働、市政情報の発信・共有、行政運営、広域行政、情報化																																																																						
p. 9	第4章 基本構想の推進		第4章 基本構想の推進 【削除】																																																																				
構成	<p>第1章 基本構想策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本構想の目的 2 基本構想の目標年度 <p>第2章 まちづくりの基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課題 2 基本理念 3 都市の将来像 4 基本方向 5 まちの指標 6 重点戦略 <p>第3章 施策の大綱</p> <p>第4章 基本構想の推進</p>	構成	<p>第1章 基本構想策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本構想の目的 2 基本構想の目標年度 3 基本構想策定の背景 <p>第2章 まちづくりの基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 都市の将来像 3 基本方向 4 まちの指標 <p>第3章 施策の大綱</p>																																																																				

都市の将来像

【案 1】

「豊かな環境と交流があり、活力に満ちた暮らしのある世界の古都奈良」

【案 2】

「環境、活力、協働を志向する国際観光都市奈良」

【案 3】

「持続可能な国際観光都市奈良」 ～協働によるまちづくり～

* 参考

1982年 奈良市基本構想

1984年 奈良市基本計画

「未来にのびゆく国際文化観光都市

伝統と調和のとれた新しい住み良いまちづくり」

1991年 奈良市新総合計画

「歴史と自然と生活文化が織りなす、

創造と交流の世界都市 奈良」

2001年 奈良市第3次総合計画

「世界遺産に学び、ともに歩むまち 奈良」

部会設置(案)

施策の大綱 基本計画の章立てを基に部会を設置

1. 構成 3部会 第1部会 第2部会 第3部会

2. 委員数 審議会委員27名がいずれかの部会に所属

3. 専門分野 第1部会(基本構想の推進)

第2部会(生活環境、都市基盤、経済)

第3部会(市民生活、教育・歴史・文化、保健福祉)

4. 委員配置 第1部会 6～7名

第2、第3部会 9～11名

会長、副会長は第1部会と第2、第3部会のいずれかに所属

中核市について

中核市とは、地方分権を推進することを目的として創設された都市制度です。指定都市以外の都市で、規模・能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できるかぎり住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するように設けられました。

奈良市は、平成14年4月1日に中核市に移行しました。
その際に、移譲された主な事務は次のとおりです。

奈良県から移譲された主な事務

民生行政に関する事務

地方社会福祉審議会の設置・運営
社会福祉法人(法人の活動区域が一の中核市にとどまる場合)の設立認可及び指導監査
社会福祉施設(保育園・特別養護老人ホーム等)の設置認可及び指導監査
民生委員の定数決定、指導訓練等
身体障害者手帳の交付
母子相談員の設置
母子・寡婦福祉資金の貸付け

保健衛生行政に関する事務(保健所の設置)

伝染病予防のための住民の隔離等の措置
結核予防に係る指定医療機関の指定
エイズに係る報告・通報の受理
飲食店、興行場、旅館、公衆浴場の営業許可
墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可
浄化槽設置等の届出

都市計画等に関する事務

屋外広告物の条例による設置制限
市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
土地区画整理組合の設立認可
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築及び維持保全計画の認定
市街地開発事業等の区域内における建築等の許可

環境保全行政に関する事務

騒音、悪臭、振動の規制地域の指定・規制基準の設定
廃棄物処理施設の許可・認可
ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届け出

文教行政に関する事務

県費負担教職員の研修
重要文化財に関する現状変更の許可

財政上の権限・その他

計量法に基づく勧告、定期検査等
地方交付税の増額補正